

1 衝撃からスタートした新景観政策

景観法の効果が、少しずつ各地で確認され始めている。京都市でも景観法を受けた景観行政の大規模な改革を、「景観政策」と呼び、市の中で重要な政策と位置づけ、2007年9月にスタートさせた。永年景観については先進的な取組みを行ってきた京都市だが、その衝撃的な内容が2006年12月1日付けの「京都市都市計画ニュース」として、全戸配布で市民に届けられた時、大きな話題となった。

景観法の施行を受けて、京都市では2005年7月に、新たな景観行政を検討するための審議会(時を超えて光り輝く京都の景観づくり～歴史都市・京都にふさわしい京都の景観のあり方)が設定され、4つの視点で諮問された。①建築物の高さやデザインの更なる規制・誘導 ②眺望景観や借景の保全 ③京町家など歴史的建造物の保全とそれを活用した都市景観の形成 ④看板など屋外広告物や駐輪・駐車対策の強化、である。2006年11月まで10回の審議会をもって、最終答申が提出された。

これを受け同12月、①建物の高さ ②建築等のデザイン ③眺望景観や借景 ④屋外広告物 ⑤歴史的な町並み、の5つの柱を持つ新景観政策が発表されたのである。発表を受けて、不動産、建設などの業界からは多くの意見が出される。その後、市民から募集されたパブリックコメントが、年末までの期間で576通1410件に及んだ。都市計画案件については、2007年2月～3月の縦覧で9424通18102名からの意見がよせられた。この事実だけを見ると、政策決定へのハードルは高そうに思われたが、一部の見直しを行った後の決定案が議会にかけられた時には、全会一致で承認されることになったのである。この背景には2007年2月15日付けの京都新聞が「規制強化賛成8割超」と、同社の調査結果を告げたことが大きかったと考える。その後、都市計画審議会でも承認され、実施に向けて準備が進められた。

市民の多くの賛成があったことは、重い事実で

ある。これまでの景観関連政策への不満や、失われつつある歴史都市らしさに対する、危機感がつづっていたことが背景にあるだろう。パブリックコメントと同時に、建築士などが関わる業界団体では、意見書などを市に提出した。

建築、都市計画系の団体からの意見は、おおむね内容が同じであった。一つには今回の思い切った景観政策には賛成、①高さ規制についても、容積率での制限よりも一般市民にわかりやすく、賛同が得られた。④屋外広告物についても、屋上広告物の全面禁止など、厳しい内容へのエールが送られた。しかし、問題になったのが、②建築等のデザインである。特に勾配屋根の基準や、軒、庇の基準について、数値で設定されているところである。これまで京都市の景観行政ははっきりした数値基準での指導ではなく、物件ごとの内容を読み取った細かい指導を行う方針であったといえる。しかし、ほぼ市全域に景観計画の範囲を設定し、すべての物件を届け出制度にのせる地域を広く取り、窓口での処理件数が大幅に拡大する中、誰が見ても明らかである数値基準での指導へと移行したことについてなど、いくつかの指摘があげられた。そのため、時間を取って検討がまだ必要との意見でまとめられたのである。しかし、市はこのすべてを含む景観政策を「総合的なパッケージ」として、同時に決定に持ち込んだ。そして、「進化するデザイン基準」さらに「進化する景観政策」と、現在の基準について順次見直しを図っていき、進化させるとの見解を示したのである。そのことに、意見書などを提出した団体は期待したところである。しかし、この問題は現在も引き続き、課題となったままである。

2 景観計画の実現に向けての課題

京都市の景観計画の基本方針では、以下の5つがあげられている。

第1章全体計画 第1基本方針－1時を超えて光り輝く京都の景観づくりの推進

(1) “盆地景”を基本に自然と共生する景観形成